

(設置)

第1条 高根沢町立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の充実と教職員の負担軽減を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を中学校に置く。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第3条 指導員は、次に掲げる全てに該当する者の中から、配置を希望する中学校の校長の内申に基づき、高根沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が選考し、任用するものとする。

- (1) 法第3条に規定する地方公務員以外の者（公立学校に勤務する非常勤講師を除く。）
- (2) 満20歳以上の者であって、中学校の部活動若しくは地域のスポーツ、文化活動等において指導した経験を有する者又は当該部活動に関する専門的な知識及び技能を有し、指導員として指導が可能と教育委員会が認める者
- (3) 部活動が学校教育の一環として実施され、中学校と地域との関係及び中学校を取り巻く環境等の学校教育に関する十分な理解を有する者
- (4) 兼業を伴う場合にあつては、主たる勤務先の所属長の承認を受けた者

(勤務日、勤務時間等)

第4条 指導員の1週間の勤務日数は、5日以内とする。

- 2 指導員の1日の勤務時間は2時間（休日にあつては3時間）以内とし、1週間の勤務時間は11時間以内とする。ただし、大会又は練習試合等の引率の場合にあつては、この限りでない。
- 3 指導員の1年間の勤務時間は、528時間以内とする。
- 4 指導員の勤務日及び勤務時間の調整は、配属先の中学校の校長（以下「校長」という。）が行うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 指導員の報酬及び費用弁償は、高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号）及び高根沢町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年規則第30号）の定めるところによる。

(職務)

第6条 指導員の職務は、部活動に関する事項であつて次に掲げるものとする。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全及び障害の予防に関する知識・技能の指導に関すること。
- (3) 大会及び練習試合等の学校外での活動の引率に関すること。
- (4) 用具・施設の点検・管理に関すること。
- (5) 年間・月間の指導計画の作成に関すること。

- (6) 保護者等の関係者への連絡に関すること。
- (7) 生徒指導に関すること。
- (8) 事故が発生した際の現場対応に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部活動の指導に関し、校長が必要と認める職務(服務)

第7条 指導員は、校長の指揮監督を受け、職務を行うものとする。

(解任)

第8条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 本人から申し出があったとき。
- (2) 心身の故障により、職務の遂行に支障があるとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、解任に相当する事由があると教育委員会が認めたとき。

(研修)

第9条 指導員は、その職務を遂行するため、研究と修養に努めなければならない。

2 教育委員会及び校長は、指導員に対し、定期的に研修を行うものとする。

(勤務状況の報告)

第10条 指導員は、毎月校長が指定する日までに翌月の勤務の予定について、校長の承認を得なければならない。

2 指導員は、毎月校長が指定する日までに勤務した月の勤務内容を校長に報告しなければならない。

3 校長は、教育委員会が毎月指定する日までに、指導員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。